

「温泉事業者による表示の在り方について(案)」に対する意見募集の結果について

1. 意見の提出状況

提出件数： 9件(意見総数 52件)

2. 意見の概要及び意見に対する考え方

意見の概要及び意見に対する当小委員会の考え方は以下のとおりです。

番号	意見の概要	意見に対する当小委員会の考え方
全般的事項		
1. はじめに		
2. 現行制度における温泉事業者による掲示について		
3. 温泉事業者による情報提供の充実について		
3.(1) 温泉に水を加えて利用する場合は、その旨、その理由及び水道水、井戸水等の別		
1	加水を行っている場合には、温泉に対する加水割合(季節変動がある場合は、最も温泉を薄めた際の割合)の表示をも推奨すべき。	加水は、源泉温度や温泉成分の濃度を調整したり、湯量の不足を補う際などに行われますが、加水の程度は気温の変化や利用者の多寡等により変動する可能性があるため、これを常時監視・測定したり、検査することは困難と考えられます。したがって一律に掲示義務を課すのは適切でないと考えますが、加水の程度についての事業者の自主的な情報提供は、利用者の参考になるものと考えられることから、事業者の自主的な情報提供として意義があると考える事項として位置づけ、報告書にもその旨記述することとしました。(報告書4(2) ア参照)
2	加水の割合を掲示の対象とすべき。 加水の割合いかんによっては、温泉法第2条別表に該当しない場合も当然ある。	
3	温泉と加水の毎時あたりの供給量、浴槽の容量と全量が入れ替わる時間を掲示すべき。	
4	加水して温泉を利用する場合は、源泉と加水後の分析表を掲載すべき	
5	源泉での温泉成分分析に加え、浴槽水の成分も分析し表示させるべき。	
3.(2) 温泉に入浴剤を添加し、又は温泉を消毒して利用する場合は、添加した物質の名称又は実施した消毒方法及びその理由		
6	塩素系薬剤等の消毒剤の添加方法、場所、方式を掲示すべき	消毒剤の添加方法、場所、方式の違いによって温泉の成分に与える影響が掲示を求める必要があるほど大きく異なるとは考えられないことから、これらの点について掲示義務を設ける必要はないと考えます。
7	源泉槽と温泉供給管の洗浄をいつ行ったかを掲示させるべき	源泉槽と温泉供給管の洗浄時期によって温泉の成分に与える影響が掲示を求める必要があるほど大きく異なるとは考えられないことから、この点について掲示義務を設けることは適切ではないと考えますが、温泉利用施設の清掃の状況についての事業者の自主的な情報提供は、利用者の参考になるものと考えられることから、自主的な情報提供として意義があると考える事項として位置づけ、報告書にもその旨記述することとしました。(報告書4(2) エ参照)

番号	意見の概要	意見に対する当小委員会の考え方
8	厚生労働省で認められている人工温泉については、業務用には表示できないことにすべきである。	薬事法による効能・効果の表示が認められている人工温泉であっても、温泉法の利用許可の対象とはなりませんので、温泉法に規定する成分・禁忌症等の掲示や適応症の掲示を行うことはできません。仮に人工温泉のみを利用している施設においてあたかも温泉法の温泉であるかのような表示を行った場合は、景品表示法に違反する可能性があります。一方、人工温泉を温泉利用の浴槽等に添加した場合は、利用者に誤解を与えるおそれがあることから入浴剤と同等に扱うことが適当であり、「温泉と同等の成分を含む人為的に製造された液体を添加して利用する場合も対象に含める。」との文章を追加することとします。(報告書4(1)参照)
9	入浴剤と消毒薬に限定することなく、人為的に加える場合については掲示の対象に含める。	温泉に人為的に加えられ、かつ、温泉成分に影響を与えると認められるものは、すべて入浴剤又は消毒剤に含まれると考えており、掲示の対象とすべきものと考えています。
3.(3)温泉を加温して利用する場合は、その旨、その理由		
3.(4)浴槽等の温泉利用施設で使用された温泉を再び浴槽等の温泉利用施設で使用する場合は、その旨及びろ過の実施の有無並びにその理由		
10	追加項目に該当しない浴槽と温泉を使用していない浴槽との区別を明確にする表示が必要であること。	昨年、井戸水等を沸かしたものをあたかも温泉法に定める温泉と称する事例が発生したり、同じ施設内で温泉利用の浴槽とそれ以外の浴槽を有する施設も多数存在していることから、利用者の誤解を招くことがないように掲示する必要があると考えます。ご意見を踏まえて「同一施設内に、温泉利用の浴槽とそれ以外の浴槽を有している施設、とりわけそれらが同一浴室内に混在する施設にあっては、温泉利用の浴槽と掲示の対応関係が明らかになるよう、また、同一施設内に異なる泉質の浴槽を有している施設にあっては、それぞれの泉質の浴槽と掲示との対応関係が明らかになるような掲示を行うこと。」との内容を報告書に盛り込むこととします。(報告書4(2) 工参照)
11	同一施設内に温泉を利用していない浴槽がある場合、誤解を避けるための対策。	昨年、井戸水等を沸かしたものをあたかも温泉法に定める温泉と称する事例が発生したり、同じ施設内で温泉利用の浴槽とそれ以外の浴槽を有する施設も多数存在していることから、利用者の誤解を招くことがないように掲示する必要があると考えます。ご意見を踏まえて「同一施設内に、温泉利用の浴槽とそれ以外の浴槽を有している施設、とりわけそれらが同一浴室内に混在する施設にあっては、温泉利用の浴槽と掲示の対応関係が明らかになるよう、また、同一施設内に異なる泉質の浴槽を有している施設にあっては、それぞれの泉質の浴槽と掲示との対応関係が明らかになるような掲示を行うこと。」との内容を報告書に盛り込むこととします。(報告書4(2) 工参照)
12	「温泉施設で使用する場合は(その旨及びろ過の実施の有無並びにその理由)」を「温泉施設で使用の有無。有りの場合は、(その旨及びろ過の実施の有無並びにその理由)」とする。	循環施設等を使用していない場合についても無として掲示義務を設けることは、適切でないと考えられます。ご意見を参考に「浴槽等で使用された温泉を再び浴槽等で使用する場合は、その旨(ろ過を実施している場合は、その旨を含む。)及びその理由」と修文することとします。(報告書4(1) 参照)
13	ろ過装置の形式、砂式の場合ろ剤の種類について記載すべき。また逆洗の頻度についても記載すべき。	ろ過装置の形式、砂式ろ剤の種類、逆洗の頻度により温泉の成分が変化する場合があったくないとは言えませんが、それによって生ずる変化は極めて小さいと考えられることから、掲示義務を設けることは適切でないと考えます。
14	循環装置又は循環ろ過装置の所有についても掲示するべき。	今回の検討項目との関連性が認められないため、掲示義務を設ける必要はないと考えます。

番号	意見の概要	意見に対する当小委員会の考え方
3.(5)制度改正に当たって留意すべき事項		
15	見やすく、読みやすく、わかりやすい掲示にする。掲示の用紙を大きくしたり色分けする。	今回追加する掲示項目は、気温の変化や利用者の多寡により変動する可能性があることから、掲示に当たって記述する表現は、様々なケースを想定したうえ、利用者に通年の状況が判りやすくかつできるだけ正確に伝わるように工夫する必要があると考えています。ご意見を踏まえ「また、年間を通じた状況が分かるような掲示の仕方を工夫する必要があること。」と明確に記載することとします。(報告書4(2)イ参照)さらに、施行に当たっては掲示の具体的な記入例などを行政機関が示すよう環境省に要請します。
16	環境省において、統一的な掲示場所、表示方法、記入例を示されたい。	
17	掲示に係る様式を定めること。	
18	事業者が参照できる掲示のモデル例や留意事項等を、十分な余裕をもって提供願いたい。	
19	虚偽の掲示事例を示し、正しい掲示との違いを示してほしい。	
20	記載・表示にあたり判断に迷う点等があるため、基本的なルールや重要な用語の統一を図られたい。	
21	掲示票の実際の記載に当たっては、実情に応じた記載の順序や記述の内容を選ぶことができるよう取り扱われたい。	
22	掲示の改正について、広く国民に周知徹底を図るべき。	今回の掲示項目の追加については、温泉事業者はもちろん、温泉利用者である国民に知っていただくとともに、これを機に温泉の適正な利用に関する国民の理解を深めるための普及啓発に努めることが重要であることから、制度改正を施行するに当たって制度内容の周知徹底を図る旨の文章を追加することとします。(報告書4(2)ア参照)また「例えば「循環ろ過方式」が「源泉かけ流し方式」かについても、利用者の正しい理解を得る必要がある。個々の温泉の入浴時の状況は、温泉の注水量、利用者数や浴槽の衛生管理状況などによって異なるものであり、どちらの方式が一義的に他より優れているという性格のものではない。更に、適切な維持管理に基づく循環ろ過装置の使用は、温泉資源の保護、衛生的な入浴状態確保の観点から重要な手段であることへの理解も重要と考える。」との内容を加えることとします。(報告書4(2)イ参照)
23	今回の掲示項目追加に伴い「循環ろ過」が軽んじられ、枯渇等の問題を起こしやすい「源泉かけ流し」が一方的にもてはやされる事態とならないよう、正しい知識の普及啓発を強力に進めていただきたい。	
24	義務的な掲示事項以外に、事業者側で事実と反しない範囲で追加的に記載・表示する余地を認めていただきたい。	利用者に対する情報提供は、多様な主体が多角的に取り組んでいくことが重要であると考えられることから、制度上の義務づけに加えて、個々の温泉の特徴や周辺環境に応じて地方自治体、地域、温泉事業者等多様な主体が自主的に取り組んでいくことが望ましい旨の文章を追加することとします。(報告書2(1)参照)
25	省令改正後の猶予期間は6ヶ月程度にしていただきたい。	施行規則の施行に当たっては、行政機関や温泉事業者において一定の準備期間が必要なのは理解しています。しかし、利用者にとって見れば、早急に追加項目の掲示が実施されることを望んでいると考えます。このような状況を踏まえながら、施行の時期や猶予期間について適切に設定する必要があると考えます。

番号	意見の概要	意見に対する当小委員会の考え方
その他		
26	温泉成分の分析について、「おおむね10年以内に再分析をする」ことになっているが、現状の施設で10年以内に再分析をしている温泉施設はそれほど多くない。特に新規の温泉については安定した水質になるまでには、ある程度の時間が必要と思われることからおおむね10年というスパンは長すぎ、曖昧だ。再分析について、「おおむね10年」ではなく、「5年ごと」など具体的に示されたほうが良いと思う。	小委員会において、温泉をめぐって、今回審議した当面している問題と中長期的な取組を要する問題があるということが共通の認識でした。今回の審議のなかで、例えば、温泉成分分析の有効期間の設定、温泉利用許可の更新制、温泉資源の保護対策、温泉の魅力を高める総合的な方策、温泉を核としたまちづくり、清掃・衛生管理等についても検討する必要があるとの意見がありました。これらについて引き続き検討することが重要と考えます。(報告書2(3)参照)
27	温泉の成分を3ヶ月ごとに分析し、1年間分を掲示させるべき。	
28	掲示の有効期限をどうするか	
29	温泉の定期的な再分析の義務化等温泉法における温泉の管理や適正利用に関する規定を速やかに整備することを要望。	
30	掲示の更新期間を設定する必要があり、温泉事業者の負担を勘案して、5年が適当と考える。	
31	温泉法と鉱泉分析法の温泉の定義に差異があるため、統一させるべき。療養泉のアルミニウムイオンと銅イオンについて一定量以上含有されている場合は温泉とすべき。温泉法別表を改訂すべきである。	
32	温泉法は自然資源としての温泉の保護と利用の適正を目的としており、「温泉利用者への情報提供」、ひいては「温泉利用者の保護」の規定が欠落しているため、こうした目的規定を温泉法に追加することを基本とした温泉法の抜本的な改正を強く要望する。	
33	浴槽ごとの表示とするよう定めること。	施設内の見やすい場所に掲示を行い、浴槽ごとに成分が異なる場合には、浴槽の成分と掲示との対応関係が分かるようにするというのが温泉法第14条第1項の趣旨です。全く同じ成分の浴槽すべてについて掲示の義務を課すことは合理的ではないと考えます。しかし、浴槽ごとに成分が異なる場合はそれぞれの浴槽ごとに異なる掲示とする必要があると考えます。(報告書4(2) Ⅰ参照)
34	温泉利用者への情報提供を充実させるためには、源泉及び浴槽ごとの掲示を義務づける必要がある。施行規則第6条本文に浴槽ごとの表示を義務付ける規定を付加する	
35	掲示の責任者、連絡先、電話番号等を掲示に明記して責任を明らかにする	温泉法第14条第1項では掲示の責任者について「温泉を公共の浴用又は飲用に供する者」と明記しています。ご指摘の事項について掲示を求める必要はないと考えます。なお、掲示内容については届出事項となっています。
36	掲示を許可した保健所等の連絡先、電話番号、責任者を掲示に明記して責任を明らかにする。	
37	施設における掲示責任者と掲示を許可した保健所等の責任者は明記しなくてよいのか	

番号	意見の概要	意見に対する当小委員会の考え方
38	源泉槽の有無と容量、形状、設置場所、清掃の頻度を掲示すべき	今回、掲示義務を設ける項目は、温泉の成分に影響を与えるものに限定していますが、この他にも利用者の関心が高い事項として御指摘のような項目を含め様々な項目があると考えられることから、ご意見を踏まえ、「上記のほか、温泉事業者の自主的な情報提供として意義があると考えられる事項として、以下のようなものがある。ア.加水、加温、循環及び入浴剤の添加や消毒処理の程度、イ.加水する場合、水道水、井戸水、沢水等の別、ウ.源泉の状況(ゆう出量、揚湯方法、pH値など)、源泉から利用の場までの供給方法・供給量、エ.温泉利用施設の清掃の状況及び湯の入替頻度等」との内容を加えることとします。(報告書4(2) 参照)
39	温泉ゆう出量、施設の温泉使用量、浴槽への温泉給湯量を掲示させるべき。	
40	ゆう出量と供給量、浴槽等の清掃の頻度、pH値、浴槽水が還元系か酸化系かの4項目を追加すべき。	
41	自噴かポンプアップかを掲示すべき	
42	1時間あたりの供給量が浴槽全容量未満の場合及び1時間あたりの循環回数が1回未満のものはレジオネラ属菌、大腸菌群、過マンガン酸カリウム消費量及びTOC(全有機炭素)を2ヶ月ごとに検査し掲示すべき。	御指摘の内容は、浴場の衛生管理の観点から公衆浴場法等の分野で検討する事項であると考えます。関係者に御意見を伝えることとします。
43	源泉掛け流し以外の利用施設の掲示には、適応症の記載を行わない。	温泉の適応症については、療養泉で有るか否かによって判断されます。掛け流しかどうかによって、判断されるものではありません。
44	掲示内容のチェック機関、監視体制はどうするのか	掲示内容は温泉法により、都道府県知事への届出義務があります。掲示内容を変更する場合も同様です。 同様に温泉法により都道府県知事には立入検査及び報告徴収の権限があり、これによってチェック、監視を行っていくこととなります。 また、チェック、監視の観点から追加掲示事項について国民の周知を図ることが重要であることから、制度改正を施行するに当たって制度内容の周知徹底を図る旨の文章を追加することとします。(報告書4(2) ア参照)
45	mg/kgを一般的に溶存物質濃度に用いられているmg/Lとすべき。	源泉のゆう出時の温度は様々であり、温度によって体積が変化することから、温泉法では1キログラム中の含有量を基準としています。
46	スケール対策に薬剤等を使用した場合どうすべきか	現在、スケール(配管内部に付着する温泉成分由来の湯垢)対策として通常使用されている薬剤は食品添加物や化粧品として使用が認められているものとそれ以外のものがあると認識しています。また、使用量もごく微量(数ppm単位)であることから直ちに人体に悪影響が及ぶおそれはないと考えられますが、各種スケール剤の温泉水中の動態については、未解明な部分も多く、今後、調査研究を進める必要があると考えます。

番号	意見の概要	意見に対する当小委員会の考え方
47	追加される4項目は、温泉の成分に係りのある管理方法に関する情報であり、従来の掲示事項等とは異なることから、このことが明瞭になるよう関係法令においてまず大くりの区分(例えば「温泉の管理方法」)を示しその中で4項目を列記するようしていただきたい。 また、追加掲示項目の掲示は従来の掲示項目と別の掲示票によって行うことも認められる取扱いにしていただきたい。	今回の諮問の範囲を超えて、法制的及び運用の細目に関わるものと受け止めます。実施段階における参考意見として環境省に伝えることとします。
48	2年毎に動力変更申請を行っているが、職員の無知から何度も書類の再提出を求められる。書類上の矛盾点を指摘しても改善されない。 実態に即さない届け出も多いのではないかと。 保健所職員の再教育並びに現行制度を正しく熟知するのが先と考える。	いただいたご意見も参考に今後の温泉行政が適切に実施されるよう環境省に伝えることとします。
49	温泉利用基準を厚生労働省との合同による告示に格上げし、利用者に情報提供して、安心して施設利用できるようにすべき。	
50	温泉台帳の閲覧を可能とすべき。	
51	温泉に関して利害を享受するため科学的根拠のない、或いは事実を歪曲して言動を行った者に対し、憲法で保障された言論の自由の範疇外として処罰を行うべく、付帯事項として規定すべき。	
52	源泉から浴槽までの給湯経路等を画像情報として知ることができるようなシステムを作る。	